

1.個人情報とは・・・

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

2.個人情報保護制度について

取扱いの制限

思想、信条、宗教などに関する個人情報は、原則として取り扱いません。

収集の制限

取り扱う目的を明確にし、その目的達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

利用・提供の制限

原則として、収集したときの取扱い目的の範囲を超えて利用したり、外部へ提供したりしません。

適正な管理

個人情報は、正確かつ必要に応じて最新なものとし、漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止し、その記録を保管する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去等の措置をします。

委託に伴う措置

市から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、受託事務に

従事している者が、当該受託事務に関して知り得た個人情報を漏らしたり不当な目的に使用したりすることは固く禁止されています。

事業者の責務

事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策に積極的な役割を果たすものとします。

自己情報の開示請求

市の各実施機関が保有している自己の個人情報が記録されている行政文書について、開示請求権を制度として保障します。

適正な運営

個人情報の取扱いや制度の改善等について等、この制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、第三者機関として、学識経験者等で組織する「高松市個人情報保護審議会」を設置しています。